

# 令和4年度 管内給食施設栄養管理状況(報告)

香川県東讃保健所

### 栄養管理状況報告書について

特定給食施設等が香川県特定給食施設等指導要綱の第9条に基づき、毎年1回保健所長に報告しているものである。

その内容は、健康増進法において栄養管理基準として「利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供に努め、品質管理を行うよう努めること」とされていることから、栄養管理マネジメントのプロセス（アセスメント→プランニング→実施→モニタリング・チェック→評価）が実施されているか把握することを重視したものとなっている。

### 状況報告の目的

施設の状況及び各施設の課題やニーズを把握し、個別対応につなげる。また、各項目の実施状況を集計することで、管内における課題や施設種別の状況を把握し、巡回指導や研修会等の事業計画に反映させることを目的とする。

施設は報告書を作成することで、栄養管理マネジメントのプロセスを自己チェックできることもねらいとする。

### 報告時期

令和4年6月の状況を令和4年7月20日までに報告するものである。

### 報告対象施設及び提出率（管内の給食施設の種類と施設数）

管内に給食施設は90施設あり、提出率は100%であった。

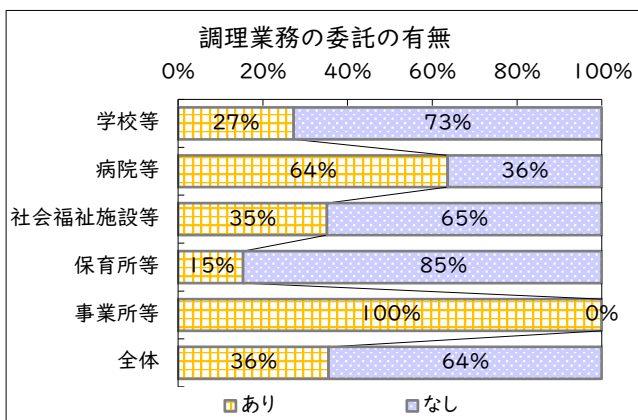
		対 象 施 設			提出施設数	提出率（%）
		特定給食施設	その他の給食施設	計		
		1回100食以上 又は1日250食以上	1回50食以上 又は1日100食以上 並びに病院及び有床診療所			
学 校 等	小・中学校、養護学校 給食センター、給食共同調理場	6 5	0 0	6 5	6 5	100 100
病 院 等	病院 診療所	5 0	3 3	8 3	8 3	100 100
社 会 福 祉 施 設 等	介護医療院	0	2	2	2	100
	介護老人保健施設	6	0	6	6	100
	老人福祉施設等	9	15	24	24	100
	障害者支援施設等	0	4	4	4	100
	児童福祉施設（保育所を除く）	0	1	1	1	100
保 育 所 等	保育所（園）・こども園	12	14	26	26	100
事 業 所 等	事業所・寄宿・その他	4	1	5	5	100
	計	47	43	90	90	100

## 給食施設の状況

### 1 調理業務の委託状況

栄養管理報告書の提出があった 90 施設のうち、調理業務を委託しているのは 32 施設(36%)、委託していないのは 58 施設(64%)である。

学校等では3割、病院等では6割、社会福祉施設等では4割、保育所等では2割、事業所等では全ての施設で調理業務を委託している。

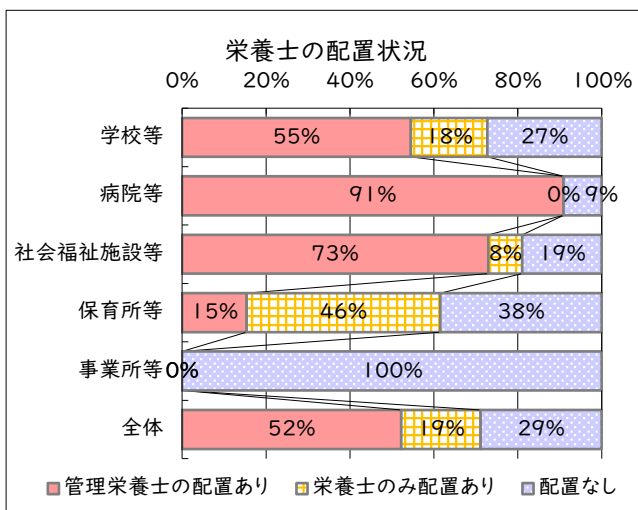


### 2 施設栄養士の配置状況

特定給食施設のうち、特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する管理栄養士配置義務(健康増進法第 21 条第1項)のある施設は、管内に1施設ある。

病院等では、医学的栄養管理が必要とされ、栄養指導料等を算定するためには施設に管理栄養士の配置が必要とされているため、9割の施設に管理栄養士が配置されている。

また、学校給食法において「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養教諭又は栄養士の免許を有する者」とされており、学校等では7割の施設で管理栄養士又は栄養士が配置されている。

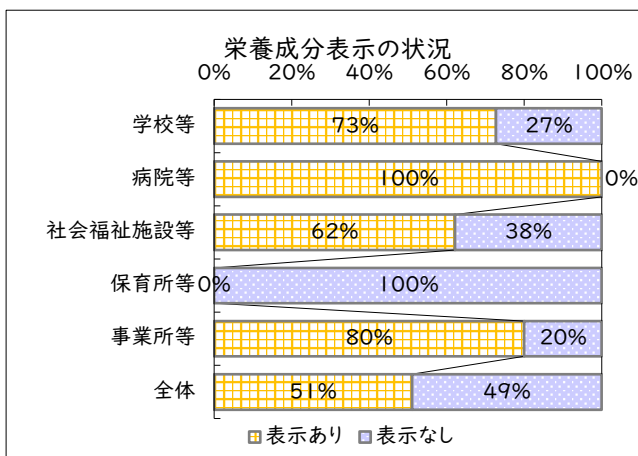


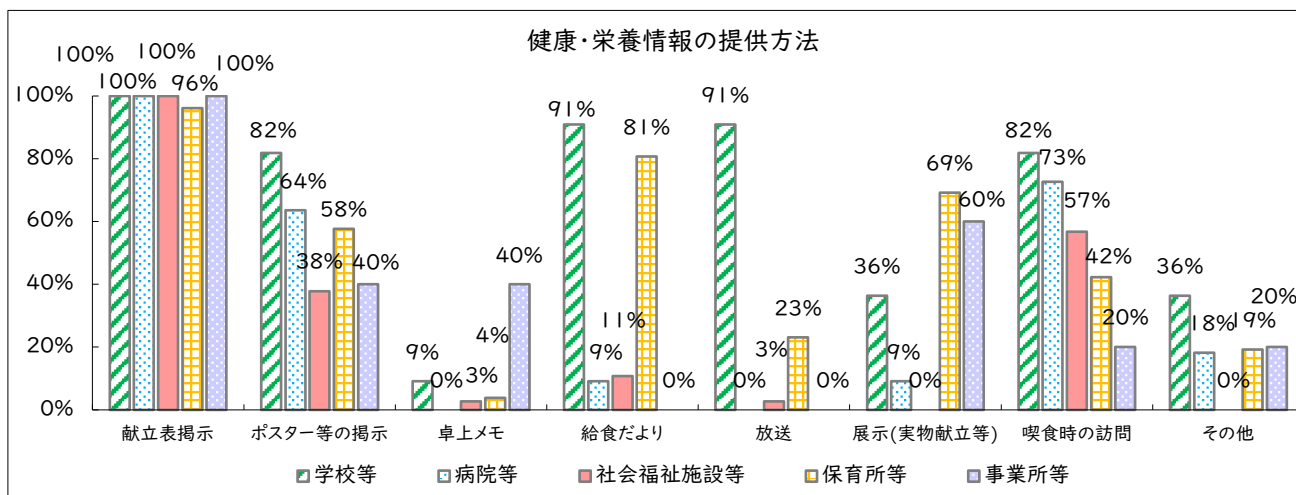
### 3 健康・栄養に関する情報の提供状況

特定給食施設では、健康増進法第 21 条第3項により、適切な栄養管理を行わなければならないとされ、また、厚生労働省令において栄養管理基準の1つに「献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して栄養に関する情報の提供を行うこと」と定められている。

栄養成分表示は半数以上の施設で示されており、病院等では、全ての施設で示されている。

健康・栄養情報の提供方法として、89 施設(99%)で献立表の掲示が実施されている。





#### 4 給与食品量（野菜と果物）

給食施設では、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を把握し、それに基づいて適当な栄養量を満たす食事の提供に努めている。

給食施設における野菜と果物の給与量の概況は下表のとおりである。施設種別ごとの平均値と目標ラインを比較すると、目標ラインを上回っているのは、学校等の野菜のみとなっている。

【野菜の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	117.6	119.5	9.4	103	136	93 <sup>**</sup>
病院等	333.3	358.0	65.0	167.5	416	350
社会福祉施設等	303.4	306.6	51.2	221	450	350
保育所等	95.1	96.5	11.8	72	126.5	100 <sup>**</sup>

【果物の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	13.9	13.0	4.2	7	20	32 <sup>**</sup>
病院等	65.9	64.0	23.5	35.1	107	70
社会福祉施設等	53.2	47.8	26.0	19.4	140	70
保育所等	45.1	49.4	12.4	8	64	50 <sup>**</sup>

※学校等・保育所等については、1食あたりの数値である。

### (1) 学校等

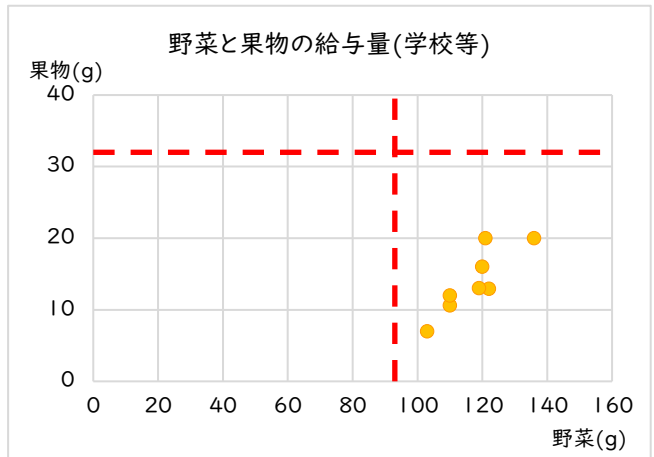
管内の学校給食共同調理場、学校給食センター、単独校のうち、8施設(小学校中学年)の状況である。

目標ラインは、標準食品構成表\*の児童(8歳～9歳)の値を用いて、野菜を93g、果物を32gとした。

野菜は全施設で目標量を給与していたが、果物は目標ラインを満たしている施設はなく、施設ごとのバラツキは小さかった。

果物の給与量が最も少ない施設では7g/日で、目標ラインの20%程度であった。

\*「学校給食摂取基準の策定について(報告)」(学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者協議会平成23年3月)



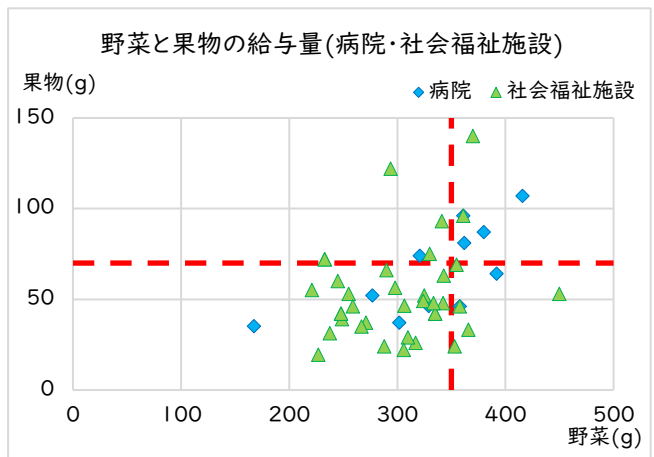
### (2) 病院等・社会福祉施設等

1日3食を提供している病院等11施設と社会福祉施設等37施設の状況である。

野菜は「健康日本21(第2次)」や「健やか香川21ヘルスプラン(第2次)」で目標にしている350g/日を目標ラインとした。果物は「健康日本21(第2次)」では、摂取量が少ない場合、がんのリスクが上がるとされているので、「100g/日未満の者の割合の減少」を指標としているが、対象者と施設の特性を考慮し、70g/日とした。

病院等では、野菜、果物ともに、約半数の施設が目標ラインより不足している。

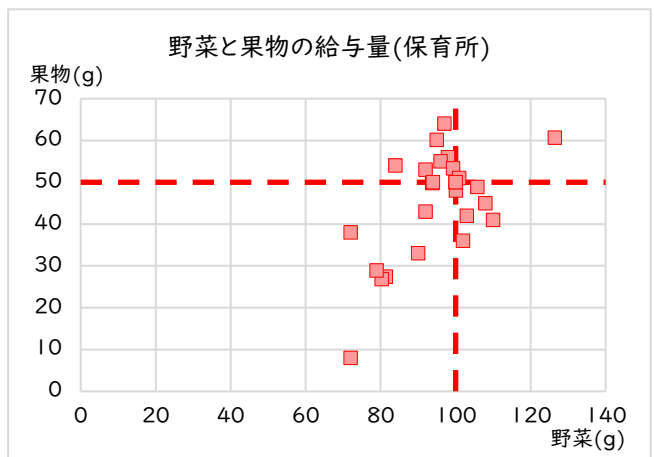
社会福祉施設等では、野菜の給与量が目標ライン未満の施設が24施設(65%)であった。平均値も303.4g/日と目標ラインに約50g/日不足している。果物は、目標ライン未満の施設が25施設(68%)であった。平均値も53.2g/日と目標ラインに約20g/日程度不足している。また、施設ごとのバラツキが大きく、最も給与量の少ない施設では19.4g/日であった。



### (3) 保育所等

1回50食以上提供している保育所26施設の状況である。目標ラインは、「保育所給食の手引き(県子ども家庭課)」の「3～5歳児の食品構成(例)」を参考に、野菜100g、果物50gとした。

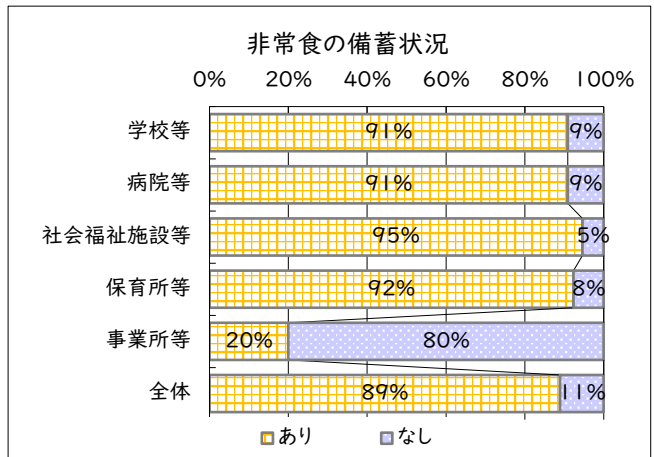
野菜、果物で目標ラインを満たしている施設は、それぞれ10施設(40%)と12施設(48%)であり、半数以上の施設が不足している。



## 5 危機管理体制整備状況

### (1) 非常食の備蓄

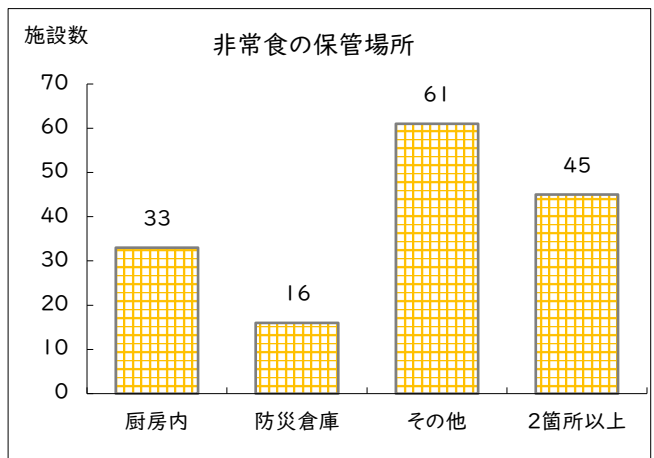
非常食を備蓄している施設は、80 施設(89%)であった。保育所等や、1日3食を提供している病院等や社会福祉施設等で整備率が高い。事業所等における整備率は20%である。



### (2) 非常食の保管場所

保管場所は、厨房内に備蓄している施設が多い。また、2か所以上に分散して保管している施設は45施設(50%)あり、分散化は増加傾向にある。

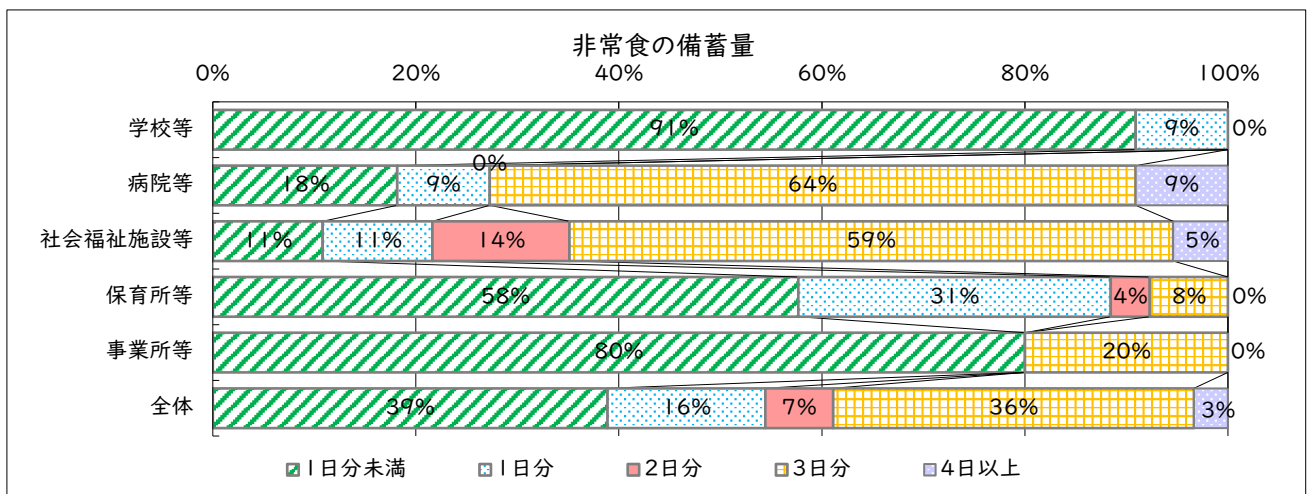
「その他」は職員休憩室、食品庫、職員室等があり、病院等では各病棟、保育所等では保健室や各クラス等で保管している施設がある。



### (3) 非常食の備蓄量

「香川県災害時保健活動マニュアル ～栄養・食生活支援編～」では、「自助で3日間程度を乗り切ることを前提としたマニュアル及び備蓄品の整備が必要である」としているが、3日分以上備蓄している施設は、35 施設(39%)である。

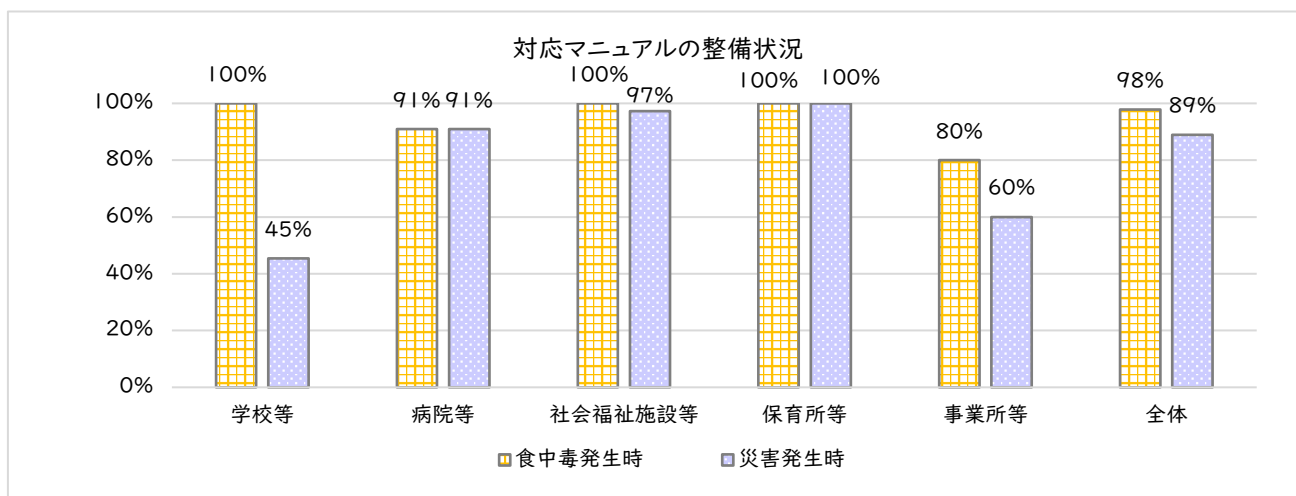
病院等では、8施設(73%)が3日分以上備蓄していたが、社会福祉施設等では3日分以上備えている施設は、24 施設(64%)で病院よりも低い。1日1食を提供している学校等・保育所等・事業所等では1食分を備蓄している施設が多い傾向にある。



#### (4) 食中毒発生時及び、災害発生時対応マニュアルの整備状況

食中毒時対応マニュアルは、88 施設(98%)で整備されている。

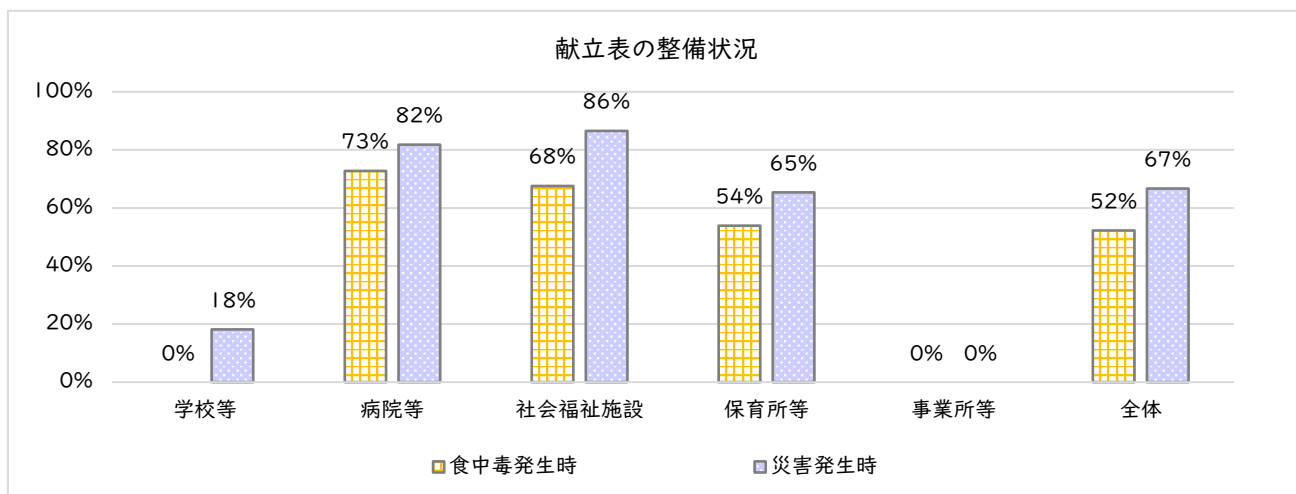
災害時対応マニュアルの整備率は、病院等・社会福祉施設等・保育所等で9割以上整備されており、全体でも8割を超えているが、学校等での整備率は、他の施設と比べて低くなっている。



#### (5) 食中毒発生時及び、災害時対応献立表の整備状況

食中毒発生時献立表は 47 施設 (52%) で作成されている。病院等・社会福祉施設等での整備率が高いものの、7割程度である。

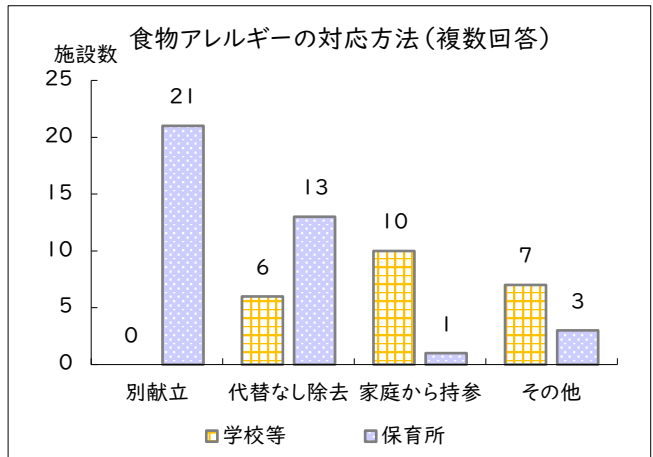
災害発生時献立表は 60 施設 (67%) で作成されている。



## 6 食物アレルギーの対応状況

学校等 11 施設、及び保育所等 26 施設の状況である。

食物アレルギーの対応は全ての施設で実施されている。対応方法は、学校等では家庭からの持参が最も多く、保育所等では別献立での食事の提供が最も多く、21 施設で行われている。その他の対応としては、飲用牛乳のみ除去、詳細献立配布等がある。



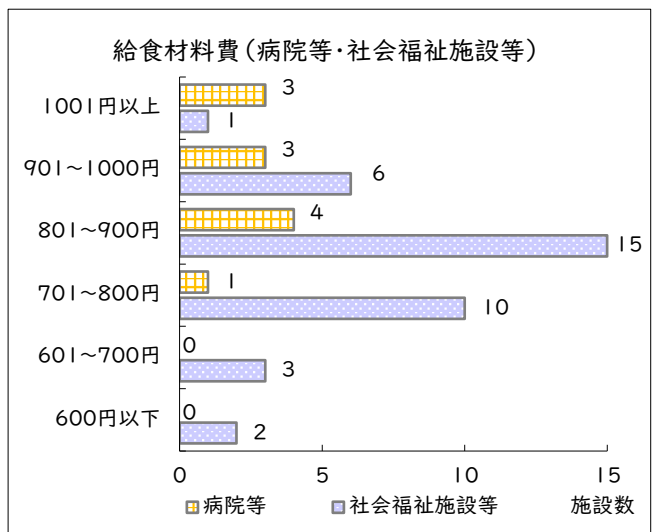
## 7 1人1日当たり給食材料費

1日3食を提供している病院等 11 施設、及び社会福祉施設等 37 施設の状況である。

1人1日当たりにかかる給食材料費の平均値は、病院等 979 円、社会福祉施設等 820 円である。昨年の平均値と比較すると、病院等では 18 円、社会福祉施設等では 30 円上昇している。

病院等では、801 円～900 円が4施設で最も多く、1001 円以上、901～1000 円がともに3施設、701 円～800 円が1施設あった。

社会福祉施設等では、801 円～900 円が 15 施設で最も多く、次いで 701～800 円が 10 施設で多かった。





## 8 肥満とやせの状況

### (1) 学校等

○全国の数値：文部科学省の学校保健統計調査（抽出調査）（年齢は令和3年4月1日現在の満年齢とする。）

○香川県の数値：香川県教育委員会・香川県学校保健会の学校保健統計調査（全数調査）

○東讃の数値：特定給食施設栄養管理報告書

（注）肥満傾向児とは、性・年齢・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。

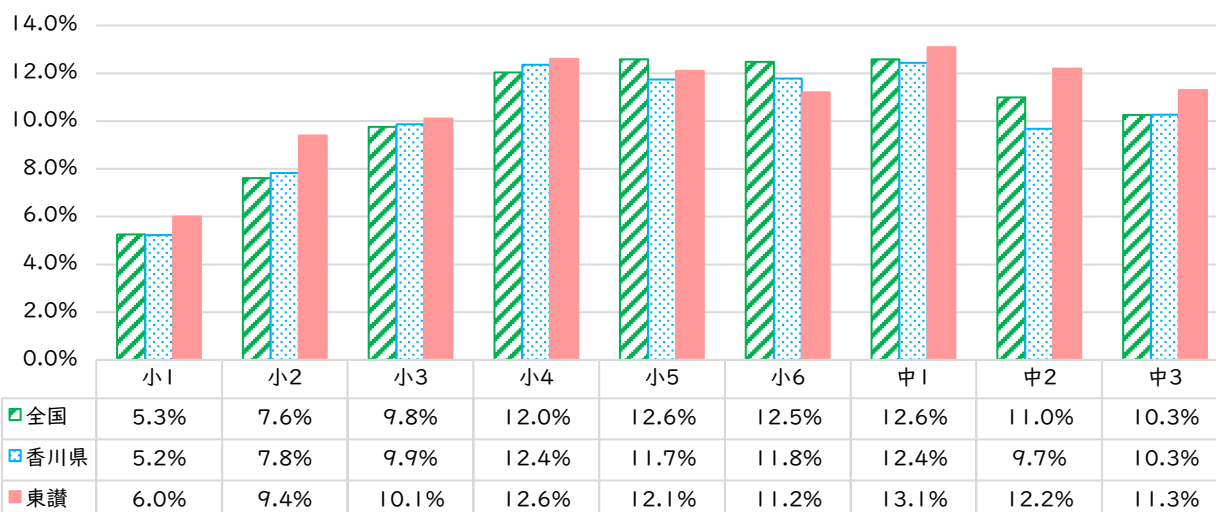
痩身傾向児とは、性・年齢・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以下の者である。

肥満度（過体重度）＝（実測体重－身長別標準体重）／身長別標準体重×100（％）

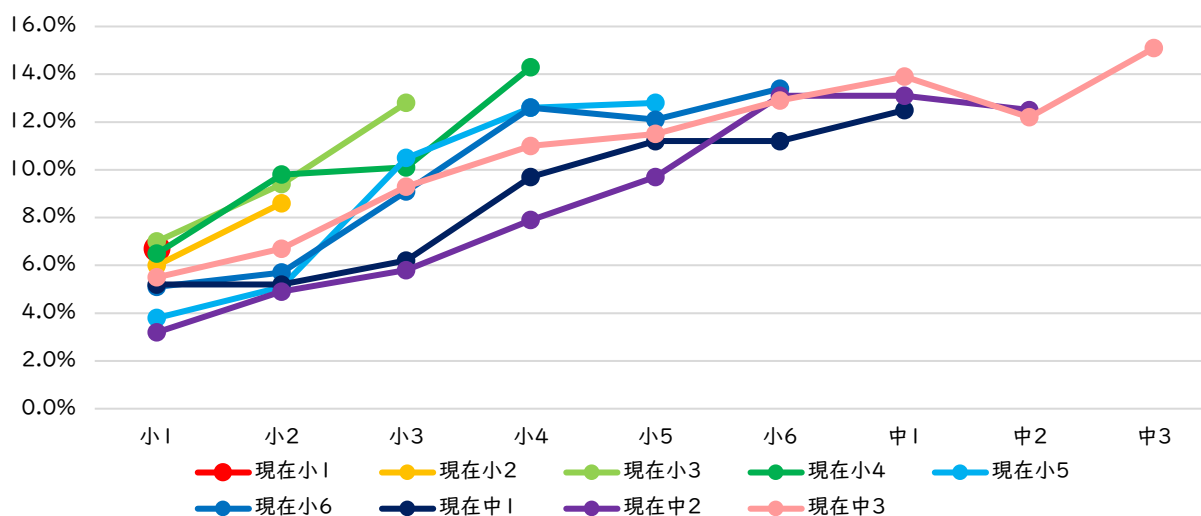
#### ①肥満傾向児（男子）

東讃管内の令和3年度の男子の肥満傾向児出現率は、小学5年、小学6年を除いた全ての学年で、全国・香川県を上回っている。

管内肥満傾向児出現率（令和3年度男子）

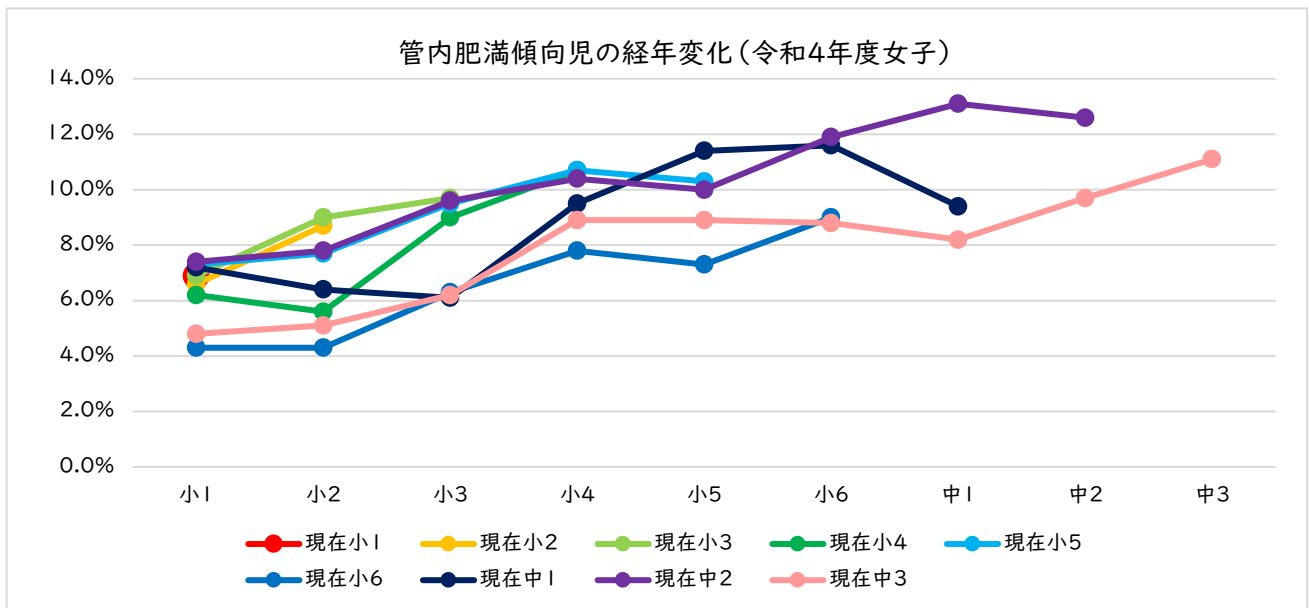
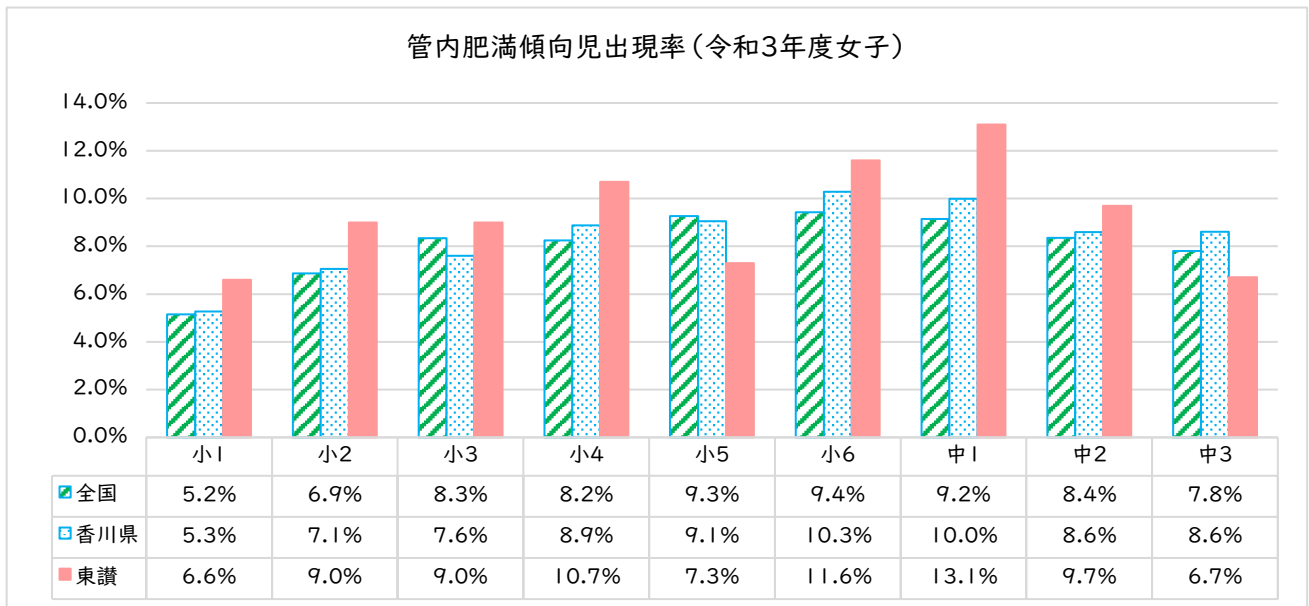


管内肥満傾向児の経年変化（令和4年度男子）



## ②肥満傾向児（女子）

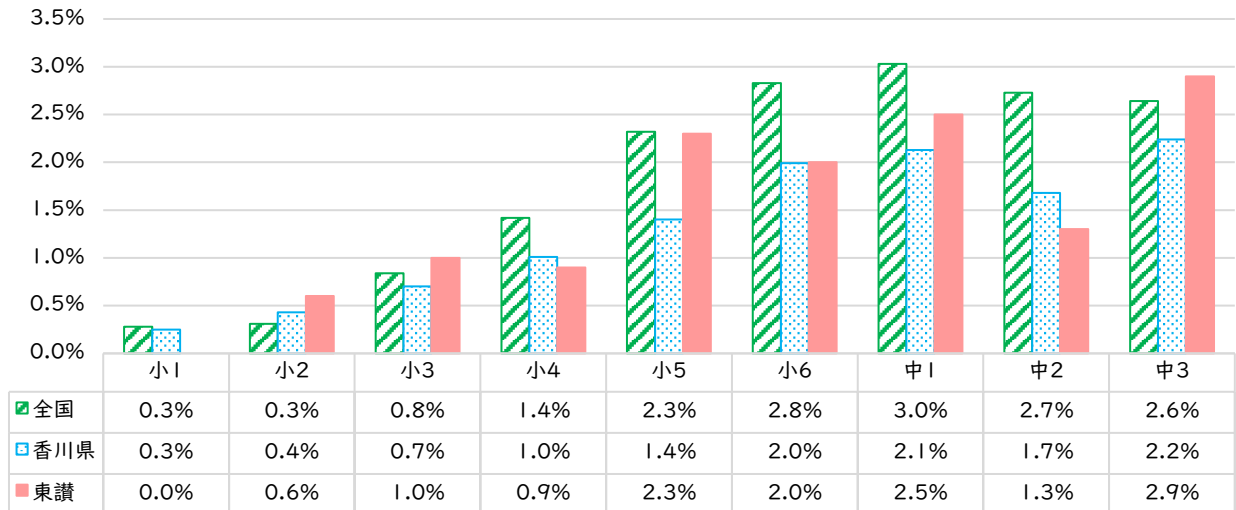
東讃管内の令和3年度の女子の肥満傾向児出現率は、小学5年、中学3年を除いた全ての学年で、全国・香川県を上回っている。



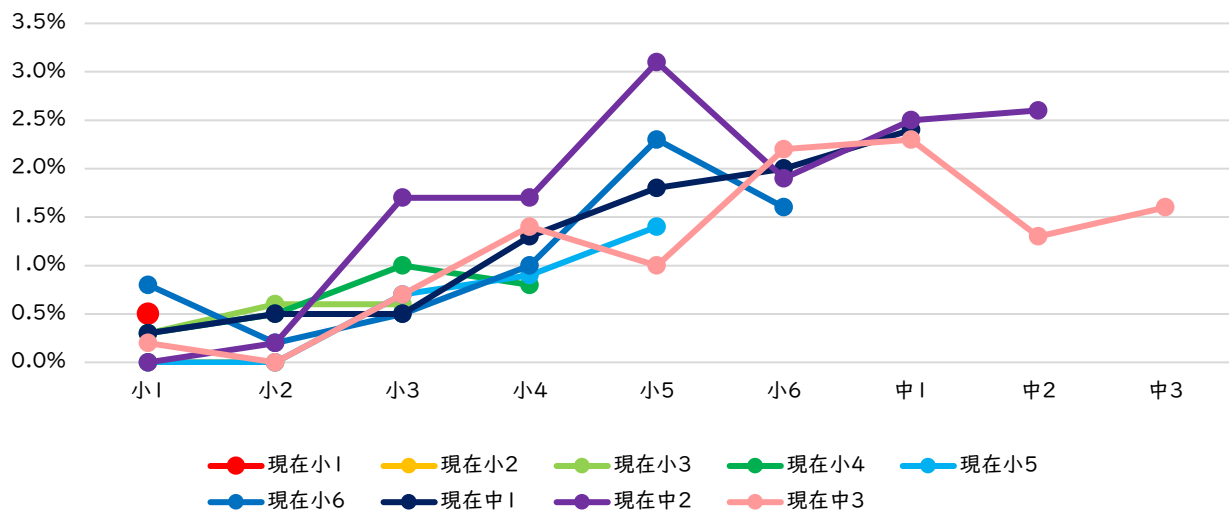
### ③瘦身傾向児（男子）

東讃管内の令和3年度の男子の瘦身傾向児出現率は、小学2年、小学3年、中学3年で全国・香川県を上回っている。

管内瘦身傾向児出現率(令和3年度男子)

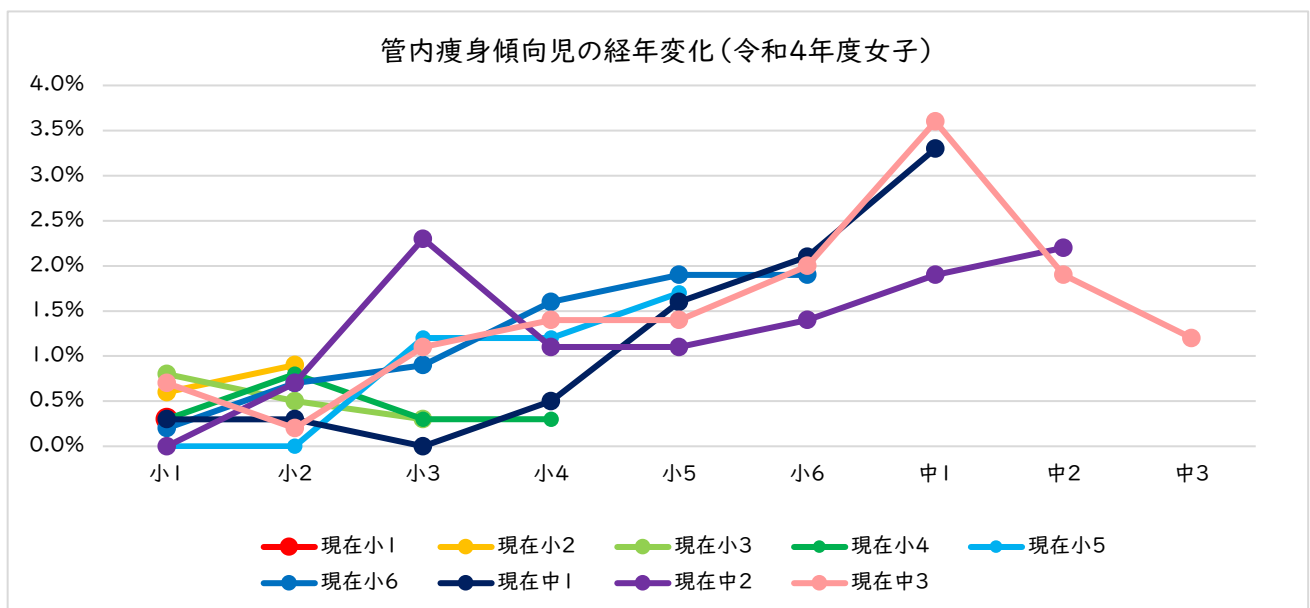
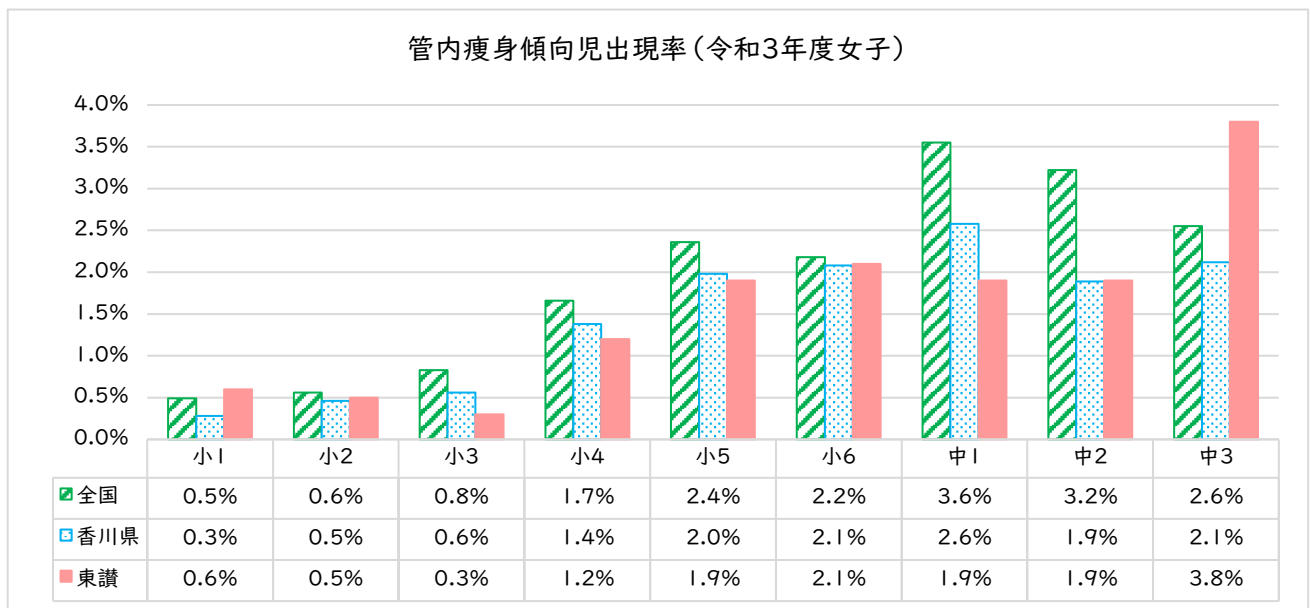


管内瘦身傾向児の経年変化(令和4年度男子)



#### ④ 痩身傾向児（女子）

東讃管内の令和3年度の女子の痩身傾向児出現率は、小学1年、中学3年で全国・香川県を上回っている。



## (2) 保育所

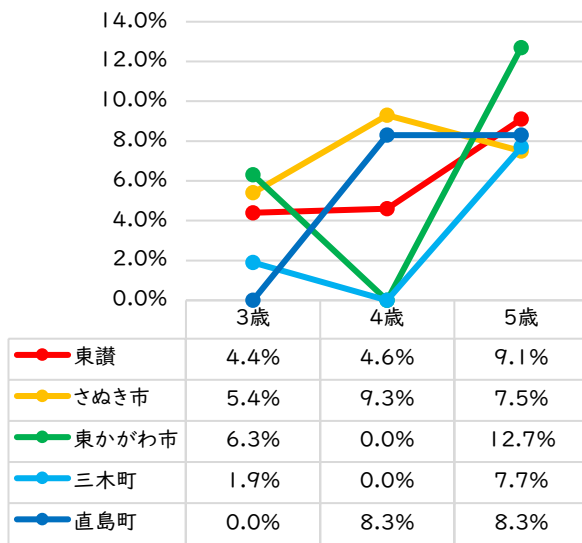
(注) 肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が15%以上の者である。  
 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-15%以下の者である。  

$$\text{肥満度(過体重度)} = (\text{実測体重} - \text{身長別標準体重}) / \text{身長別標準体重} \times 100(\%)$$

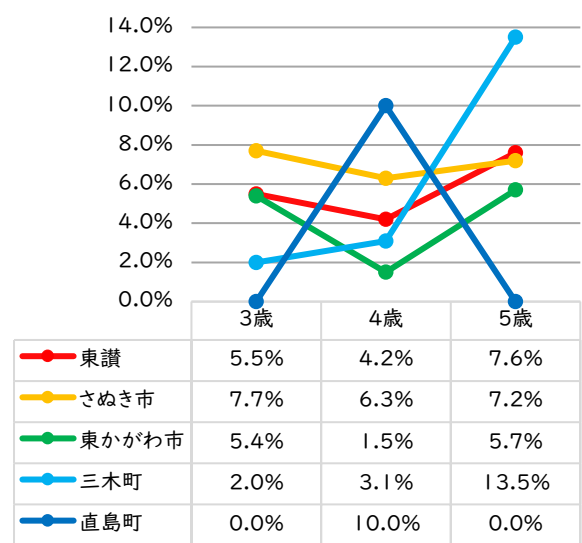
### ① 肥満傾向児

肥満傾向児出現率は、管内全体では男児女児ともに、年齢が上がるにつれて増加傾向にある。

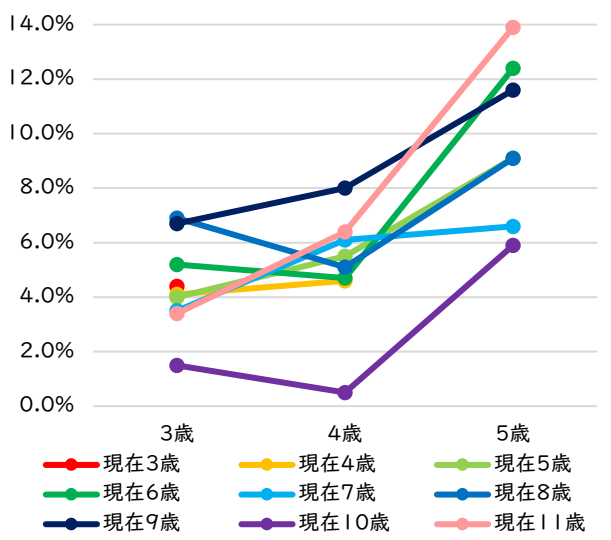
肥満傾向児出現率(令和4年度男児)



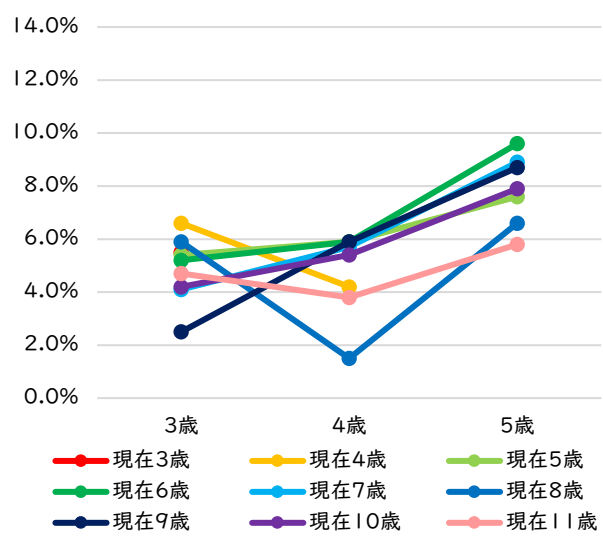
肥満傾向児出現率(令和4年度女児)



管内肥満傾向児の経年変化(男児)



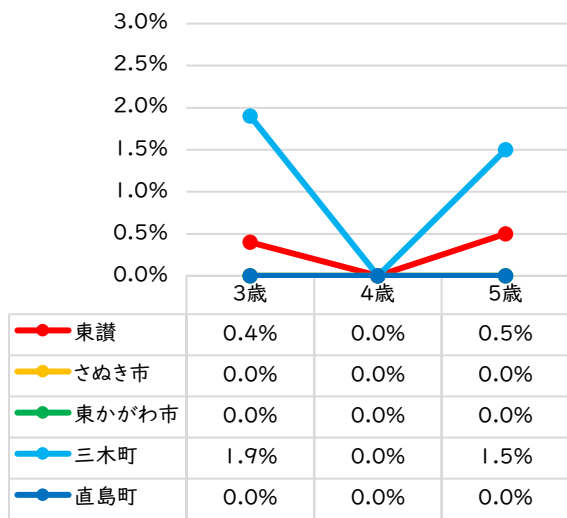
管内肥満傾向児の経年変化(女児)



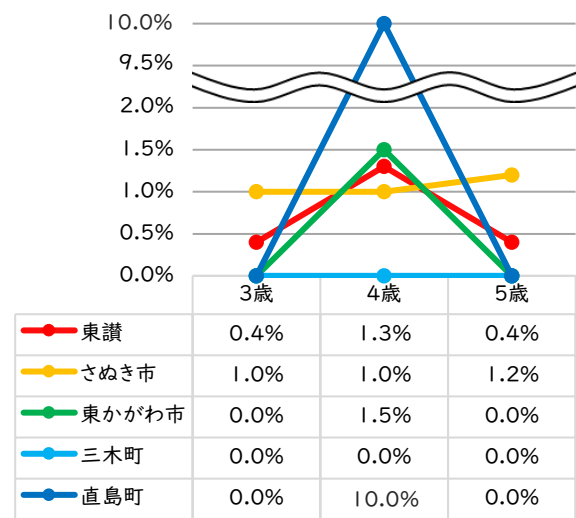
## ② 瘦身傾向児

瘦身傾向児出現率は、管内全体では男児女児ともに横ばいである。

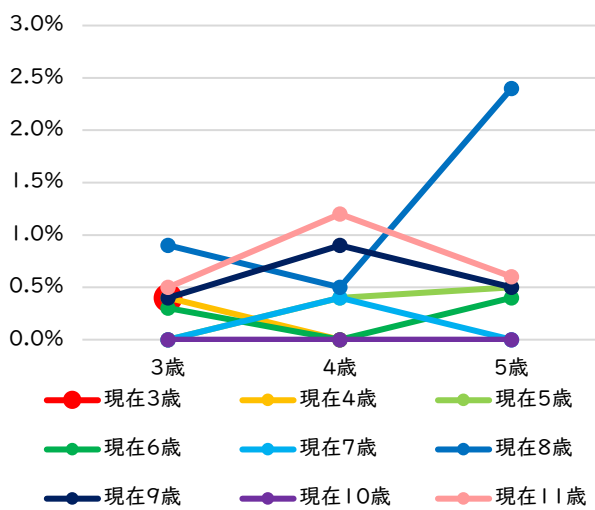
瘦身傾向児出現率(令和4年度男児)



瘦身傾向児出現率(令和4年度女児)



管内瘦身傾向児の経年変化(男児)



管内瘦身傾向児の経年変化(女児)

